

平家物語と広嗣・玄昉説話

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-05-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横井, 孝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008450

平家物語と広嗣・玄昉説話

A Study of "Heike-monogatari" and the Legend

of Hirotsugu and Genbo

横井 孝

Takashi Yokoi

(昭和六十三年十月十一日受理)

寿永二年(一一八三)六月、木曾義仲に痛撃を与えるべく北陸に向かった平氏軍の敗亡の報がもたらされるころ、京都では兵革祈禱のため伊勢神宮への行幸が議されていた。「実盛最後」をもって北陸合戦談の結尾とした『平家物語』巻七のなかば、叛徒追討祈禱のための伊勢行幸の由来として、藤原広嗣の乱と玄昉僧止の物語を置く。「玄昉(還亡)」の章がそれである。

中世における古代の理解は、多く説話を通して行われた。『平家物語』のような中世の典型的作品では、当該説話をはじめとして巻一の「阿古屋」「蘇武」、巻五の「都遷」「五節」、巻八の「名虎」…等々、章題となるものだけでも少なくなく、部分的な言及は数を尽くしがたい。それらは『平家物語』の作者・編者にとって、本朝の前例として時代を規制するものであり、且つ批判するものであった。

藤原広嗣の乱の経緯から玄昉の怪死にいたる話の大筋は『平家物語』諸本に共通するが、広本の延慶本と盛衰記は相互に相違を有しつつも詳細な記事を収めており、説話の伝流から物語への定着の過程をさぐる上で看過しがたい。この繁簡の差、記事の出入を整理しつつ、特に広本の

記事の位相を中心に考えてゆきたい。

一 諸本の輪郭

まず延慶本の記事(第三末・十六「大神宮」可成御幸事ノ付広嗣事ノ并玄昉ついで僧正事)の概略と構成を見ておこう。

- ①伊勢神宮には古来より行幸はなかったが、広嗣の乱の時を嚆矢とする。②そもそも広嗣は「世上ノ才人、天下ノ俊者」で、詩歌・武芸・歌舞・管弦・天文宿曜など不可ならざるものはなかった。③天平十二年、ついに広嗣は自らの武勇をたのんで肥前国松浦郡に挙兵し、朝廷も大野東人を大將軍として一万七千人の追討軍を動員した。④西軍は鎮西で激突、広嗣は海に追い落とされ、相次ぐ官軍の追撃にあい、橘浦で誅殺された。⑤今度の木曾義仲調伏もこの先例による。⑥広嗣の遺体が空に昇って光を放つという異変がおこり、世間に災疫が蔓延したため、鏡宮に祀った。⑦同十八年、筑紫観世音寺の供養の時、導師の玄昉は天上の龍王に連れ去られる怪異があった。⑧玄昉が難に遭ったのは、広嗣の北の方

に密通したためといわれていた。広嗣の師吉備真備によって鎮魂され、神と崇められるようになった。今の松浦明神である。⑨入唐時、玄昉は宋人に名が「還亡」に通じると難じられ、今その予言的中した。⑩その後、玄昉の頸が興福寺に落ちてきた。これも広嗣の靈のしわざと畏れられた。⑪それ以来、兵乱時には御願が神宮に立てられるようになった。――

略本ではこのうちの②④⑥⑧を欠き、全体の詞章も短い。長門本も略本の記述に並行してほぼ変わらなないと見てよからう。

〔盛衰記〕

やはり②④⑥⑧を欠き、前後に長門本に近い記述をとりながら中間に「彼の広嗣の謀叛を発しける故は」以下の、光明皇后を一面観音の化現とする説話を長々と語る。広嗣は皇后と玄昉の私通の現場を見て訴えたが、帝が真相を確かめると二人は十一面・千手の観音の化現であるため崇敬の念をおこし、却って広嗣は國家を乱す臣なりと追討を命じた――というもので、『今昔物語集』卷十一「玄昉僧正巨唐伝法相語第六」はこの部分のみ盛衰記と類同関係にある。

松浦明神の縁起を語る断片的な資料はいくつか見えるが、『平家物語』との関連に於て触れうる説話資料はかなり限定される。右に挙げた『今昔物語集』の他、延慶本の詞章の問題と直接関連する『松浦廟宮先祖次第并本縁起』、『七大寺巡礼私記』（法隆寺蔵）十卷本『伊呂波字類抄』、『神道雑々集』（彰考館蔵）などがあり、『古今著聞集』卷二十の「一話」右近少将広繼幸府に下りて龍馬を得たる事は、上記の説話資料の部分と関わりがあるだろう。

〔今昔物語集〕

『平家物語』に共通する①⑤⑩および⑧⑨を欠き、②④⑥は延

慶本の詞章と重ならない。また、②と③の間に盛衰記にも見える光明皇后観音化現談が入る。

〔古今著聞集〕

『松浦廟宮先祖次第并本縁起』などにいわゆる広嗣の「五異七能」の一つ、龍馬に乗って朝夕に太宰府と京都を往反したという部分をとるのみで、『平家物語』の構成に関わり合わない。

以上を概観すれば、(1)諸本共通する①⑤⑩が説話資料に見えないのは当然で、『平家物語』の基本的枠組に相当する部分であること、(2)その枠組みに従うかぎり、「玄昉」の章の主題は、先例に沿った朝敵のすみやかな伏誅を予見ないし期待するところにあること、(3)延慶本を別として諸本の簡略な詞章のなかで盛衰記の改編が目立つこと、などを挙げることができる。盛衰記の光明皇后に関する部分は、本文一字下げの形――日比野和子氏のいわゆる〈別記文〉¹⁰⁾の体裁を採っており、これについていくつかの見解が呈示されているが、この場合は挿入の形態と考えておきたい。(後述)

『平家』諸本がこれ以上に複雑に錯綜している章段は他に少なくないが、ここでも延慶本のごとき形態を先行とするか、略本のごときを先行とするかによって盛衰記の評価も動かざるをえない。ただし、上記のような「玄昉」の章の基本的枠組みがあるとすれば、例えば巻五の「朝敵揃」「咸陽宮」などと同様に、朝敵の覆滅を予期する文脈でありながら、後の歴史の進行がその期待を裏切ってゆく、典型的な傍流談の形態を本章は備えているのであり、――略本の形が先行し延慶本のごときは後の大増補による――といったような単純な理論はここでは通用しないということになる。

二 縁起の周辺

以上のごとく概観すれば、「玄昉」の章の本文分析には延慶本の評価が鍵になることが了解されるであろう。先に触れたように、延慶本の詞章は『松浦廟宮先祖次第并本縁起』（以下『松浦宮縁起』または『縁起』と略称する）に多くを負っている。しばらくこの『縁起』の周辺を見てゆこう。

『松浦廟宮先祖次第并本縁起』は書名に表されるごとく、鎌足から広嗣にいたる簡略な系譜である。「先祖次第」と松浦廟宮の「縁起」の二部よりなる。奥書はなく、縁起部分の冒頭に、

右近少将從四位下藤原広繼。太宰少式任中。慮外難罪。觀世音寺読師能鑿。執筆筑前介南淵深雄。内礙礮上興波等。慕主公而伝。

とあるのみで、伝流は分明でない。これを収める新校群書類従本の解題には「一本奥書に天平勝宝三年二月十一日染筆」とある由だが、むろん無稽であり、一般には「怪しい書物」で「怪しいことが多い」（宮田俊彦氏『吉備真備』吉川弘文館、四六頁）とか、「はなはだ疑わしいもの、信ずることのできないもの」（中川収氏『奈良朝政争史』教育社、八七頁）などとするごぶる評判が悪い。

その内容の概略は、

——広嗣は、京都と鎮西を一日のうちには往復できたり、二本の矢で同時に別々の物を射たり、人間ばなれした「五異七能」を備えた人だった。天平十年、天変怪異あいつぎ、彼は天皇の信任あついで玄昉・吉備真備を排斥すべき事を上表した。天皇はこれを排し、なおかつ玄昉に帝位を譲ろうとするが、和氣清麻呂は宇佐の神意をもって反対したため、孝謙帝の怒りにふれて配流される。玄昉が驕慢のあまり広嗣の妻室に密通すると、いたたまれず広嗣は謀叛

を發し、大野東人の率いる追討軍と戦闘を交えた。官軍の威勢の前に広嗣軍の戦意は萎え、脱出をはかった広嗣も、ついに誅滅されるに至った。その死後、広嗣の怨霊が猛威をふるい、広嗣の師たる真備が西下し、これを鎮めて神宮知識無怨寺を建立した。その功德により真備のちに大臣にまで昇った。——

というもので、人物の混同（聖武帝と孝謙帝、玄昉と道鏡）、年時の乱脈（天平十年の上表文中に同十二年の事件の記述がある）などはなはだしくその荒唐ぶりは史家の鑿鑿をかうのに充分である。しかし、説話研究の上で歴史と文学の関連を追尋する立場からは、自ずと別な読み解きかたがあるちがいない。

例えば、「縁起」末尾近く、無怨寺に広嗣が祀られた記事の後に、

件僧正道鏡。終被任太政大臣。然後未經幾程。天皇奄然薨給。……而問奸謀事相發。俄被定下野國葉師寺別當。是尚依先帝厚恩也。而任下不幾。頓以死去。世人云。彼藤少將靈罰也。

とあるのは明らかに玄昉とのすりかえで、杜撰にも「道鏡」の名すら改変していない。史実として信じがたいところだが、尋常ならざる死によって「彼藤少將靈罰也」と巷間に噂されたという事実は、『続日本紀』天平十八年六月条にあるような、

己亥（十八日）。僧玄昉死。……榮籠日盛。稍乖沙門之行。時人惡之。至是死於徒所。世相伝云。為藤原広嗣靈所害。

という〈史実〉を背後に透かし見るべきであらう。玄昉の死が尋常なものでなかったことは後の諸伝にも影響をあたえ、

忽然登教丈。即落地天亡。更無血骨。俗云。太宰少式広嗣靈所為。
（興福寺本『僧綱補任』裏書）

天平十八年入滅事有三説。玄昉今年六月為太宰少式藤原広繼亡靈被奪其命。広繼靈者今松浦明神也。相伝云。玄昉法師太宰府觀世

音寺供養日爲其導師。乘於腰輿。供養間。俄自大虛捉捕其身。忽然失亡。後日其首落置於興福寺唐院。
（『七大寺年表』³）

という説話化の様相を示し、『平家物語』『今昔物語集』の記述に敷衍することとなる。『統紀』に「至是死於徒所」とあるのは、天平十七年（七四五）恭仁京から平城への復都に際しての内訌によって、同年十一月筑紫観世音造宮の名目で玄昉が貶謫されたことをいう。官界の中樞から僻陬の地への左降という事件が、さらに名目上とはいえその造宮にあたった観世音寺の落慶供養の時に死没するという事件が続けば、世間の耳目を惹かずにはおかなかったはずである。しかも、鎮西のみならず全国を揺動させた広嗣の乱が終熄して五年に満たず、叛徒を誅滅したものの威信の墮ちた朝廷が京師を平城から恭仁、信業、難波案のみと徘徊させたあげく、ふたたび平城に還るといふふうな混乱の時期であった。乱後の余塵きえやらぬ、広嗣の怨霊の所為がささやかれて不思議でない状況だった。玄昉の横死説はこの中で醸成され、早くも『統紀』に片鱗を見せながら説話の場へ引き継がれてゆき、近似する道鏡の行跡を透過し援用したところに『松浦宮縁起』が形をなしてゆくのではなからうか。

玄昉が官界にあつて権勢を誇つたころを『統紀』は「榮龍日盛。稍乖沙門之行。時人惡之」と記すが、実情はわからないことが多い。『縁起』に引く広嗣の上表文はほとんど玄昉への悪罵に満ちており、而今僧正玄昉。恒著紫破袈裟。一頃違王法。令諸僧尼。漸染邪道。
（九一七頁）

又僧正者。仏法綱紀。法興魔縁。此一僧。然此僧無頭陀安居。種々威儀。而香華飾身。愛著女色。宛如白衣無戒有情。
（同頁）
 又僧正玄昉。掌中有通天之理。直達中指。伝聞。大唐相師曰。当作天子也。竊負此言。独窺宝位。榮感陛下。欺詐后宮。讒絶藩屏之族。令朝廷無維城之固。放逐棟梁之家。令左右絶忠良

之臣。

（九一八頁―九一九頁）

と声高にその非をならしているが、『統紀』のいう「稍乖沙門之行」が以上のごときに相当するものか、当否を判断しがたい。⁵むしろ「独窺宝位」云々は道鏡こそふさわしく、また、「有嫉妬人、讒天皇奏、長屋（王）、謀傾社稷、将奪国位」⁶ 古来政敵を陥れる常套句に他ならない。

玄昉の人物の一端をうかがわせる一史料として知られているものに、天平十九年（玄昉死去の翌年）書写された『大般若波羅蜜多經』巻五十七の識語がある。

奉為

大師故僧正大和尚、敬写大般若經一部六百卷、意者夫四時改変、八節推移、俄頃須臾、一周已度、且俗礼有限、不敢固違、每想堤獎之教、則頓絶無期、年愍育之言、則更何恃怙、今縱紛身碎骨、以贖恩德無辺、誓用私財、依憑般若、故今繕写奉翊幽靈、因此勝因、果成妙果、

天平十九年歲次丁亥十一月癸朔八日庚辰大唐弟子僧善意記⁶

「大師故僧正大和尚」がすなわち玄昉、末尾の「善意」は、天平七年に玄昉が帰朝した時ともなった唐人の弟子僧で、師の薫陶をあつく謝し、その恩徳に酬いるために『大般若經』一部六百巻を捧げようという趣旨である。正史に記録されない玄昉の、後進に讃仰された実像の一端をのぞかせているのであろう。

『松浦宮縁起』の玄昉は、おそらく『統紀』のいう「稍乖沙門之行」から更に誇張されたところに明滅する造型であったらう。松浦宮社の「縁起」の立場からは当然、頓滅を伝承される玄昉は広嗣の靈威によって横死したものであり、靈威が発動するには玄昉が広嗣に対してより悪玉である（例えば、玄昉が広嗣の北の方に密通したとするような）方がより

怨靈の正当性が増すのである。そのためには、孝謙帝の晩年により多くの記録を残した道鏡の事跡は、まとまった史料に乏しい玄昉を補充するかたちで登場すべき性質のものであつたらう。

三 延慶本の資料

右のような『松浦宮縁起』の性格からは、当然松浦宮の宣揚活動と並行した「縁起」説話の形成年代に想到させる。史家は『縁起』の成立時

期を鎌倉時代に目安をおこうとするが、それは、一つには天神信仰に代表される御霊信仰が平安末の動乱期を経ての画期にあたっていたこと、二つには諸寺社が経済力・武力の拡大を図るなかで唱導を活性化していたこと、などを動案しての判定であらう。『縁起』の記述と関連する説話資料からも少し掘り下げてみよう。『縁起』本文に、前に触れた『古今著聞集』巻二十「右近少将広継幸府に下りて龍馬を得たる事」と十巻本『伊呂波字類抄』の記事を比照したのが次の〔表一〕である。

〔表一〕

松浦宮縁起	伊呂波字類抄	古今著聞集
<p>(先祖次第) 贈太政大臣大中臣鎌子連鎌足。依功任大臣。鎌足薨後。給食封二千石。尚如生時。即被授藤原姓。在一男。右大臣藤原不比等朝臣是也。在其四男。即立四門。一男。左大臣武智麻呂。二男。三男。参議式部卿正三位宇合。武家。四男。宇合朝臣在八男。一男。太宰少式従五位下広継。松浦廟。…… (九二二―九一四頁)</p>	<p>②松浦廟宮先祖 贈太政大臣大中臣 鎌足。 一男。右大臣藤原不比等。 三男。参議式部卿正三位宇合。 一男。太宰少式従五位下広継。</p>	
<p>(本縁起) 右近少将従四位下藤原朝臣広継。太宰少式任中。慮外難罪。觀世音寺読師能鑒。執筆筑前介南淵深雄。内豎磯上興波等。慕主公而伝。</p>	<p>①松浦明神へマツウラノミヤ／坐肥前国 右近少将従四位下藤原朝臣広継。太宰少式任中。慮外難罪。觀世音寺読師能鑒。執筆筑前介南淵深雄。内以上磯上興波等慕主公而伝。</p>	

右少式広繼朝臣者。孝德天皇御宇臣大織冠太政大臣大中臣鎌子連鎌足御殿戸之孫。正三位式部卿藤原朝臣宇合之第一子也。以天平十年四月。授從五位下。拜式部少輔。兼大養德守。同年十二月為太宰少式。於彼存生時。有五異七能云々。

右少式広繼朝臣者。孝德天皇御宇臣大織冠太政大臣 中臣鎌子連鎌足御殿戸之孫 正三位式部卿藤原朝臣宇合之第一子也。以天平十年四月。授從五位下。拜式部少輔。兼大養德守。 同年十二月為少式。

謂五異者。／＼：

三。龍馬出来。へ少式任初年冬十二月。郭中間一音七度嘶之。即以高直買取令勞飼。又其形体尤奇異也。是知龍駒。四。峙面從者。不後龍馬。得伴龍馬。午上從都府之務。午後勤朝家之命。五。花洛鎮西。朝夕往返。へ往古今來世人未有此事。奇異甚多。今舉五異而已。設雖得龍駒。朝夕往返。身力豈堪乎。仍異常人也。〔九一四―九一五頁〕

花洛鎮西。朝夕往反。へ往古今來世人未有此事。奇異甚多。今 舉五異七能而已。設雖得龍駒。朝夕往反。身力豈堪乎。仍異常人也。〔

右近少將広繼朝臣、太宰少式になりて、天平十二年、宰府にくだりけるに、十月の比、郭中に一声につゞけて七声いばゆる馬のこゑきこえけるを尋て、高直に買とりて、いはりかひければ、龍馬にてぞありける。それに乗て、午尅よりかみには都府の政にしたがひ、午時より後には朝家の公事をぞつとめける。一千五百里の道を時のまにかよひける、直人にはあらず。

〔注〕『伊呂波字類抄』は現代思潮社版・日本古典全集（巻六・一〇八ウ―一〇九オ）、『古今著聞集』は岩波古典文学大系（五〇九頁）による。〔……〕の部分には細字の割注を表す。

『伊呂波字類抄』は辞書という性格からも、また他の寺社関係の記事からも、明らかに既成の文献としての『松浦宮縁起』に依拠したものである。『古今著聞集』も右に比較してみたように、『縁起』を訓じ翻案したものであり、いずれも逆の関係は考えられない。

十卷本『伊呂波字類抄』の成立は「鎌倉初期までに成立」と目されるだけで年時を確定できないでいるが、その原型の三卷本『色葉字類抄』

が治承年間（一一七七―一一八〇）に成っており、そこには『縁起』に拠る「松浦明神」の項目を欠き、三卷本から十卷本への増補過程において吸収された事実を認めさせるのである（ただし、三卷本は二卷本『世俗字類抄』に、また三卷本から十卷本への過程のどこかで七卷本『世俗字類抄』にそれぞれ影響を受けた可能性があるといわれる。しばらく該書の伝流・関連は古辞書字の解明にまっさい）。また、建長六年（一二二五

四)十月成立の『古今著聞集』と十卷本『伊呂波字類抄』との関連を通して『縁起』の成立時期推定の手がかりの一つをあたえることになるだろう。

坂本太郎氏は『松浦宮縁起』を正面からとりあげた数少ない史家の一人だが、氏は(1)石清水文書『諸起記』に『縁起』の抜粋記事があり、その文献の編集年代が「鎌倉時代の末をくだらぬ」こと、(2)『縁起』には中国に対抗する姿勢をあらわす記述があり、元寇という歴史的事件を踏まえたであろうこと、などから、『縁起』の成立を「上限を鎌倉時代の元寇以後」と推定している。しかし、坂本氏が「元寇を意識したと読み取る『縁起』の記述とは、例えば、——「然而為令防禦隣敵伺隙之危」(九一四頁)「無大唐則日本無日本則大唐豈有東帝西帝乎。遂挾姦心。窺我上国者。歳已長也」(九一八頁)

——のとき詞章だが、石母田正氏のように、まったく同一箇所を取りあげながら、「(橘)諸兄政権の一つの特徴である軍備における消極的、

〔表二〕

松浦宮縁起	七大寺巡礼私記	延慶本平家物語
(ナシ)	(1) (菩提院、玄昉の墳墓)	(ナシ)
(ナシ)	(2) 古老伝云、僧正為求法渡唐留学之後、帰朝之剋、唐人語云、汝莫帰本国、其由何者、玄昉之二字者通于還亡之音、然則帰朝之後、必蒙媛害歟云々、 然而僧正不信用、遂以帰了、其後天平十八年五月廿三日、僧正為太宰少式藤原広継之靈被電撃之剋、身軀散五箇処、以首落地為憤廟、	⑨ 彼僧正、ハ、入唐之時、宋人其名ヲ難シテ云ク、玄昉ト書テ、還亡ト云通音アリ。本朝ニ帰テ事ニ可逢一人也申タリケルトカヤ。彼難連ハ、今加様ニ成給ヘリ。不思議ナリシ事共也。其後逢ニ日数ヘテ、彼ノ僧正ノ頭ヲ南都興福寺ノ西金堂ノ前ニヲトシテ、ソラニバト咲ク音シケリ。此寺ト申ヘ、彼法相ノ寺ナルガ故也ケ

後退的政策によく対応する」という指摘すらあって、異見を挿む余地なしとしない。特に次に示す大江親通の『七大寺巡礼私記』(嘉承元年<二一〇六>と保延六年<一一四〇>の両度、南都を訪れた折りの紀行文)と『縁起』の関わりは看過することができない。

『七大寺巡礼私記』(以下『巡礼私記』または『私記』と略称する)では、興福寺の塔頭の二つ菩提院の項に①玄昉の頭墓を紹介し、②「古老伝云」として、入唐の際に玄昉の名を還亡の音に通すると難ぜられた話、頭墓の由来を語った後、③「口伝云、玄昉与広嗣結怨之因縁者、女事也。抑、少式広嗣者、正三位式部卿藤原朝臣第一子也。才学優長、武芸並朗、……」と広嗣説話に話頭を転じてゆく。すでに〔表二〕で一部を見たように、この「口伝」は『縁起』の記事「右少式広嗣者……正三位式部卿藤原朝臣宇太合之第一子也。……」と近接しており、以下のかなり量の記事も興味深い対応を示している。延慶本『平家物語』の詞章とも並行する部分である。次に三者を〔表二〕に比較してみよう。

仍号墓云頭塔、抑広繼靈者、肥前国鏡宮大神是也、符国之政不直者、此神成怒之時、徑二尺許鏡放光飛行虛空云々、近則去天永元年、件自州所在之山半腹出来、放光指府方飛行云々、子細見彼年国解、

(3)口伝云、玄昉与広繼結怨之因縁者女事也、

抑少式広繼朝臣者、正三位式口卿藤原朝臣第一子也、

レバニヤ。是則彼広嗣_ガ靈_ヲシハザナリトゾト巫アリケル。

②ナラノ帝ノ御時、右大臣不比等ノ孫、式部卿

宇合ノ御子、右近衛權少将兼大宰ノ小式藤原ノ広嗣ト云人オワシキ。

世上ノ才人。天下ノ俊者也。其身ニ種々ノ能アリ。

形体端嚴ニテ而強軟自在ナレバ、朝夕往還シテ花洛鎮西ニテ、文籍通達ニテ而内外融洞ナレバ、詩賦不恥_テ於居易元慎ニテ、於武芸ニテ為良

將、以テ一箭ヲ射ル_ル四方ニテ、於術道ニテ有名譽、挑テ十燈ヲ消_ス一度ニテ、歌舞和雅而聞人流_レ感涙_ヲ、管絃幽微而清濁分_ツ呂律_ヲ、就テ吉備真備ニテ而仰_キ一字千金之師範_ト、習_テ天文宿曜_ヲ而究_ム陰陽元起之淵底_ヲ。衆能之中ニ

此業珠ニ勝_リ。又妻室花容ニテ天下無双之美人ナリ。見人心_ヲ不惱_ト云事ナシ。

右少式広繼朝臣者。正三位式部卿藤原朝臣宇合之第一子也。以天平十年。同年十二月為太宰少式。兼行將軍職。於彼存生時。有五異七能云云。謂五異者。一。二。三。四。五。花洛鎮西。朝夕往返。謂七能者。一。形体端嚴。強軟自在。二。文籍通達。内外融洞。三。武芸超羣。戎道練習。へ一度括二矢一

射放。分中二物不異。楊由。又十蓋挑燈。而脱大刀十燈一時滅之。四。歌舞和雅。聽莫不感。五。管絃幽微。律呂弗違。六。天文宿曜。陰陽通達。伎術自在之条。此業殊勝也。七。妻室花容。人間希有。他人十倍已從夫如水。此希有事也。但依件妻女蒙官賞。即亡身命也。今件広繼朝臣者。猶尚勝於兩朝人也。才芸優長。武芸並朗。以天平十四年冬十一月。被加從四位下。遷右近少将。其故何者。相會彼新羅賊之日。為我朝有勤公之節。仍所

才学優長、武芸並朗、猶軼於和漢兩朝之人、天平十年十二月、為太宰少式兼行將軍、是為距異国之來寇也、同十四年十一月遷右近少将、距新羅賊之日、為当朝依有勲功所

被_レ拜任_一也。...

于_レ時玄昉。帝王御恩之余。嬌恣自長。於_二少武在京妻室命婦。欲_レ通_二花鳥之氣。以風_三多情之志。...是_レ拳_レ世云。僧正被_レ殺歟。

廣繼朝臣已上才人也。天下俊者也。一箭射_二四方_一。為_レ君為_レ臣。必致_二凶計。不_レ如下_レ却_レ朝廷。乃至斷_中身命_上。

即天平十二年九月。急徵_二發軍兵。以_二從四位上大野朝臣東人。為_二大將軍。從五位上紀朝臣飯麻呂。為_二副將軍。軍監軍曹各四人。并召_二集東山。東海。山陰。山陽。南海。五道之軍。總一萬七千人。委_二東人等。持節討_レ之。...

冬十月少武率_二一萬騎許。在_二板倉橋之側。...即編_レ木為_レ船渡_レ河。于_レ時佐伯常人。安倍中麻呂。發_レ弩射_レ之。隨則少武却到_二河西。...即遁_二去肥前国松浦郡值加浦。乘_二龍駒。遙欲_レ移_二隣朝。向_二馬於海上。不_レ敢進。其時少武云。以_二小直_一買_二此馬。故不_レ進也。...乃乘_レ船浮_レ海。...于_レ時東風猶扇船。留_二海中。不_レ肯進行。漂蕩已_レ經_二一日一夜。西風卒起。更吹還。...黑風弥扇。白浪不_レ平。帆柱

(4) 于時玄昉、帝王御恩之余、嬌恣日長、於少武在京之妻室通花鳥之書、

是時拳世云、僧正被殺寄歟、廣繼朝臣

(5) 廣嗣朝臣天下優士也、以一箭能被四方、

為方為藤臣必致凶計歟、

天平十五年九月忽下勅下召於東山、東海、山陰、山陽、南海之軍、凡五道之兵一萬七千人、悉以來集、以從四位上大野東人為將軍、以從五位上紀朝臣飯麻呂以副將軍、為追討廣繼引率兵士等令發遣也、

冬十月少武到板倉河、即偏木為船渡河向京之日、佐伯常人。安倍虫麻呂、發弩射之、廣繼却歸河西、

黑風卷帆白浪覆船、遂以漂蕩、

⑧ 如何ナル宿業ニヤト尋ヌレバ、昔彼廣嗣北方都ニオワセシ時、彼容顏ニバカサレテ、

玄昉蜜ニ心ヲ通シ給_レ故歟。太平後記ニ云ク、女亡國使_リ、人勿_レ愛_レ、必_ス有_二十_一失_二ト云ヘリ。誠哉、僧正仮_レ形ニバカサレテ、遂_ニ為女_一失ナワル、コ、口憂カリシ事共也。

③ 爰廣嗣憑_テ我身之武勇ヲ、天平十二年(庚辰)九月(丁亥日)肥前国松浦郡ニテ、一万人凶

賊ヲ相語_テ企_テ謀反_一奉_レ傾帝_一ハカル由聞ヘケレバ、大將軍從四位上大野朝臣東人、副將軍從五位上紀朝臣飯麻呂并_二諸国軍兵_一ニ勅_シ、一萬七千人ヲ委_二東人等_一差遣_メ擬令追討_セ。

④ 其勢鎮西(下向)。廣嗣聞_テ此事ヲ、率_メ一万余騎之凶徒_一而都_ヘキライ登_ル。官軍板橋河_ノ辺_ニ行合_ス。廣嗣編_レ木_ヲ構_テ為_レ船_ト、河_ヲ渡サムトス。東人等捨身命_一ヲフセキ戦シカバ、廣嗣海_ヘ追_ハメラル。

俄_ニ東風吹シカバ、白浪弥_ヨ荒_ク、松浦_カニ引退_ク、官軍ツバケテ追懸_シ、王事危事ナケレバ、鵜鳩帆柱_ノ上_ニ来居_シ、事故_ヲ備前国府_ニ付_ニケリ。廣嗣遂_ニ橋浦_ニ、同十一月十五日被_レ誅畢。⑤ 此御祈_ニ、同十一月

之上。種々鳥来居。所謂烏鵲鳩等他へ鳥者住吉。鵲者香椎。鳩者八幡大菩薩也。遂吹還来松浦橘浦。

其遺体三箇日。懸虚流電。鎮落之所。今鏡宮也。何因名称鏡宮。電光照耀。夜之如昼。如此之間。勅使頓滅。一三人。洛下外鏡。奉見其影。奉聞其名。醉氣迷神。死亡甚滋。廟靈忿怒之時。御在所方丈。照耀如懸鏡。

風吹其船、着小值嘉嶋、次還来松浦郡橘浦、

(6)少式遺体三箇日懸虚空、照曜如光、

此靈忿怒之時、御在所輝光如懸鏡、故号鏡大明神、

乙酉日始伊勢大神宮行幸アリ。今度其例トゾ聞。

抑彼広嗣被誅給へ遺体、虚空ニ登テ雷ヲナス。電光ニケ日照耀シテ、宛如日ノ光、洛陽外土見其光ニ而変亡甚々多リ。其後鎮落。今鏡宮ノ御事也。

(注) 延慶本の数字は、本稿第一節冒頭の該本の概略に付した、記事の順序を示すものに従う。

『巡礼私記』の(3)の記事は「口伝云」と口承をうかがわせながらも、実際は表示のごとく本文の上で『縁起』と多く重なり合う。しかも

『縁起』のC、『巡礼私記』の(5)の記事中の「以從四位上大野朝臣東人。為大將軍」以下の戦闘場面は、『統日本紀』天平十二年九月三日条、十月九日条、十一月五日条を引いたもの——例えば十月九日条「逆賊広嗣率衆一万許騎。到板櫃河。即編木為船。將渡河。于時佐伯宿祢常人。安倍朝臣虫麻呂。發弩射之」——などと見較べれば明らか

——で、これを原拠とすれば、本文上の距離においては『巡礼私記』を下位におかなければならない。さきにつれた古辞書との関係を加味すれば、『縁起』の成立を『私記』の成立(大江親通の二度目の南都行へ二二四〇)以後、その没年の仁平元年(一一五二)以前)より以前に遡らせるのは留保しておくべきなのかもしれない。しかしいづれにせよ、『縁起』と延慶本『平家』の関係、『巡礼私記』と延慶本『平家』の関係

のそれぞれにおいて、後者が成立時期でも本文上でも下位におかれることは変わりがあるまい。

周知の通り、延慶本『平家物語』が延慶年間に書写され、本文が定着するまでの形成過程には数次にわたる記事の集積が考えられてきており、二段階の「増補」過程を推測した富倉徳次郎氏の先駆的業績を継承しつつ、水原一氏・武久堅氏らによって、詞章の形成は延慶二、三年(一一三〇九、一〇)の書写直前まで続いたと考えられるようになった。なかでも武久氏は「第三次加筆」「最終加筆」と呼んで、延慶直前の最終段階の時期の該本増補の解明に取り組み、いくつかの徴証を見出だしている。それは、次の通り、広嗣・玄昉説話の詞章にも関わってくるものであった。その第一の徴証は、延慶本では、傍流談ともいえるべき神社仏寺関係の記事「干支」が多用されるということ。「表」中、③⑤の割注部分がそれである。第四(巻八)・六「安樂寺由来事」、第五末(巻十)・十

五「惟盛粉河、詣給事」ほかの詞章群のなかの一例であり、かつそれらが延慶本の「独自記事」に含まれていること、そして延慶・応永両度の書写を示す奥書の「念入りな干支記載の事実」との照応を強調しているのである。また、第二に、これも原拠のない敬語が延慶本で添加されているということ。右表中に⑥に「広嗣被誅給遺体」とあるのがそれにあたる。他にも、

〔延慶本〕⑥真備鎮西下向、邪惡降伏之法、令修給。一字千金之恩、不忘、広嗣鎮給ケリ。
(第四卷・九二頁)

〔松浦宮縁起〕以真吉備朝臣。所被拵遣也。奉宣旨以後。令修降伏邪惡之法。高声唱申。一日為師。終身為父。一字千金。二世恩重。依聞此唱。忿心急和影。…
(九二二頁)

とあって、武久氏が例示する第三本(巻六)・廿九「薩摩守道返返俊成卿相事」、第五末(巻十)・十三「時頼入道念由来事」などほど特徴的ではないせよ、それらと並行する事実のようにも見える。

『縁起』の成立時期の推考はともかく、延慶本に広嗣・玄昉談が吸収された時期は、武久氏の卓説による限りでは、いわゆる「最終加筆」期のそれである徴証が印象に強い。しかし、念のため申しそえるならば、「加筆」といい「増補」という用語にともないがちな、否定的、消極的な印象をもって該本の形成過程を評価してはならない、ということである。諸説話資料の背後に『松浦宮縁起』が見えかくれする事実は、『平家物語』プロパーにおける検討においても無視しえない大きさを有していると考えられるからである。

四 玄昉説話の領域

『平家物語』諸本を俯瞰してみると、延慶本の詞章が内容とい量

といい、ひとり突出してみえるが、物理的現象——つまり記事量の多寡にとらわれなければ、「還亡(玄昉)」の章の骨格はいずれも共通していることが見てとれるはずである。盛衰記は、前述のように首尾をつなげれば、延慶本をごく簡略化したとき形、長門本その他と大差ないものとなるが、中間に挟まれる「別記文」が延慶本にもない独自記事であった。

：聖武天皇の御宇に、玄昉僧正とて、貴き僧御座しき。戒行全く持ちて慈悲普く及ぼし、智行兼備して濟度隔なし。一天唱道國家珍玉なり。遣唐使吉備大臣と入唐して、五千余卷の一切経を渡し、法相唯識の法門を将来せり。皇帝皇后深く御帰依を致し給へり。常に玉簾の内に召されて、后宮掌を合せ御座す。広嗣後の宮に参り給ひたりけるに、玄昉婚遊し給へり。広嗣奏して申さく「玄昉、后宮を犯し奉る。其咎尤も重し」と。帝更に用ひ給はず。広嗣又后宮に参りたりける時、玄昉又皇后と枕を並べて臥し給へり。重ねて奏して云く、「玄昉只今后宮と席を一にし給へり。観覧に及ばず、重科自ら露頭せん」と申す。帝忍びて幸成つて、御簾の隙より観覧あり。光明皇后は十一面観音と現じ、玄昉僧正は千手観音と顕れて、同じく濟度の方便を語り給へり。皇帝弥観信を発し御座して、「広嗣は國家を乱すべき臣なり。一天の国師たり、貴き僧を讒し申す条、罪科深し」とて、西海の波に流されたりければ、怨を成して謀叛を起す。凡夫の眼前には、非凡行の婚嫁と見奉れ共、賢帝の観覧には大悲薩埵の善巧方便と拝み給ふも尊貴し。と、観音信仰の立場から玄昉讚仰の姿勢を貫いたものである。奈良朝の観音信仰に玄昉の寄与したところは大きく、しかも光明皇后立願による天平八年(七三六)の一切経書写、同九・十年年の密部観音經典の大量書写などが、渡唐した玄昉の将来経にもとづくことからも、両者

の結びつきは史実からも確認しうるのである。

それかあらぬか、光明皇后の周囲には観音に関わる話題が眼を惹く。

——天竺の健達羅国の国王は年来生身の観音を拝まんと願があり、夢告に日本国の光明皇后を拝めと教えられ、巧匠を遣わしてその容姿を模写せしめた。皇后は、母の孝養のために釈迦仏を造立することを条件にこれを許した。この時の釈迦仏が興福寺西金堂の本尊である（『建久御巡礼記』『帝王編年記』『興福寺流記』など）。法華寺の十一面観音は天竺の仏師が三体造立したうちの一体であり、一体は本国の健達羅国に持ち帰り、残りの一体は施眼寺に安置された（『興福寺濫觴記』）。『西金堂（光明皇后御願也）自然涌出ノ観音ヲバ、彼ノ御身ト申伝也』（『教訓抄』巻六、無舞曲「楽物語」——等々）。

一方、『今昔物語集』の二話（巻十一・第八）には「光明皇后、此、玄昉ヲ貴婦依シ給ケル程、親ヲ参リ仕リテ、后、此ヲ寵愛シ給フ」（『岩波古典大系二・六八頁』）とあるだけで二人の観音化現説には触れず、盛衰記よりもずっと簡略になっているが、鎌倉初期の成立と目される『山階流記』（『興福寺流記』所収）に記す、次のような伝との関わりは見過ごしてはならないだろう。

四恩堂。光明皇后御願。玄昉僧正。聖武天皇母后宮子。於被堂密通之所。悪之御寺焼失之時。諸堂雖造。件四恩堂一字不造云云。

（『大日本仏教全書』興福寺叢書一・四頁）

宮子は藤原不比等の第一女にして文武天皇の皇太夫人、光明皇后の異母姉にあたる。『続日本紀』の天平九年（七三七）十二月廿七日条によれば、宮子は文武に嫁して首皇子（聖武天皇）を出産して以来四〇年の長きに亘って気鬱症に悩んでいたが、玄昉によってたちまち治癒したという。その折に獲得した後宮での信頼とその後の好遇が、説話的に伝流する過程で『山階流記』のごとく変型されることは不思議ではない。『元

亨釈書』巻九（感通一）に載せる実忠の伝には、

忠（実忠）容兒端麗。初皇后光明子詣講堂。堂有地藏像。妙斷也。后拜像私念。安得如此端正沙門。潜令宮人覓美沙門。或曰。実忠法師。於像。后賜浴且欲親基體。忠入温室。肌膚鮮明。后偷眼不暫捨。忽然仮寐。夢与忠交。寤見忠頂戴十一面観音。儀相自若。后出拜合掌懺謝……

（『新訂増補國史大系』一三五～一三六頁）

とあり、この実忠の位置に玄昉を据えれば、盛衰記の詞章は至近距離に見えてくるはずである。（後世、上田秋成は『胆大小心録』で宮子と玄昉・光明皇后と実忠を対のカップルに見立てている）。実忠の生年も出自も不明で、弘仁年中（八一〇～八三三）に没したと伝えるところから玄昉より一世代下の人物と思われるが、実忠と玄昉が説話上で交錯するのは不思議でも偶然でもない。

実忠は、奈良東大寺の開山良弁僧止の四弟子の一人で、東大寺修理別当として師の跡を継ぎ、同寺の草創期の諸事業のほとんどを手がけており、二月堂修一会の創始者として名高い。その彼の半生を費やした東大寺の造作目録が『東大寺要録』所収の「東大寺権別当実忠廿九箇条事」であるが、その十二条目に挙げられている、

一、奉造建塔一基

在新薬師寺西野以去
景雲元年所造進也

（『続々群書類従』十一・一三五頁）

の「塔」こそ、玄昉の頭墓として奈良市高畑町に現存する遺構を指すのである。『平家物語』略本に「彼僧止の弟子共是をとてつかをつき、其首をおさめて頭墓と名付て今にあり」（寛一本）とあり、『今昔』『七大寺巡礼私記』『諸寺縁起集・菅家本』などにも「玄昉僧正墳廟」「頭塔」と見えるのがそれである。その実否について史家は否定的だが、実

忠の「廿九箇条」のほか『東大寺別当次第』に「神護景雲元年、実忠和尚依ニ（良弁）僧正命、御寺朱雀之末作ニ土塔」とあるのに相当するのと、「土塔」が「頭塔」に訛伝したであろうという推定には異論がないようである。とすれば、ここに玄昉——光明皇后——実忠——頭臺を繋ぐ連鎖が完成すると見てよからう。

しかし、「頭臺」の存在をいう『平家物語』は略本の中でも中院本・鎌倉本・覚一本・流布本などに限られ、玄昉の首が興福寺に落ちてきたことは記しつつも「頭臺」までは言及しないのが略諸本の共通の形なのである。如上のごとく見れば、玄昉説話の根は深く南都に拡がっているが、広嗣の説話、松浦明神との接点は見出しがたい。『平家物語』にとつて、玄昉談は骨格それ自体ではなく、骨格に付された皮下脂肪にあたるか見て大過ないのではなからうか。盛衰記が玄昉談を本文と區別して一段下げの〈別記文〉の体裁にしたのは、本文の骨格とは伝承経路を異にすることを示唆した形態だったのだと思われる。とすれば、その骨格にあたるものは何であったか。

延慶本が『松浦宮縁起』に依拠して広嗣の異能、乱の戦闘場面、玄昉の密通、吉備真備の鎮魂などを語る記事は、他の諸本にない独自のものであるため、ともすれば後補と見なされがちなことは既に述べた。しかし、延慶本以外の本に『縁起』の影響の痕跡を見出すことは不可能ではない。鎌倉本・覚一本は、広嗣の乱勃発と怨霊の発動の叙述の間に、

彼広嗣ハ肥前ノ松浦ヨリ都ヘ一日二下ル馬ヲ持タリケル。被追討シ時モ、御方ノ凶賊落行皆被討テ後、件ノ馬ニ打棄テ海中ニ馳入ケルトゾ聞ヘシ。（鎌倉本）

とあるのは『今昔』『古今者聞集』にある龍馬の話だが、前に検討したように、この部分の話材の淵源は『縁起』に収斂されてしまつたのであり、乱の経緯から松浦宮鎮座にいたる構成が『平家物語』『縁起』ともども

貫かれている事実を勘案すれば、右の一節は増補添加によるものではなく『縁起』を骨格とする形態の残滓と見るのが穩当なのである。

「還亡（玄昉）」の章は、前後に朝敵の叛乱時の神宮への祈願を説いており、なかほどにも「木曾義仲モ其例とぞ聞えし」とだめ押ししているように、全体は〈朝敵のすみやかな伏誅の予見・期待〉の主題で包括され、それを受け皿として詞章の木曾資料に『松浦宮縁起』が置かれて見立てるのがよからう。史的事実が当初の〈予見・期待〉を裏切ってゆくとしても、確かに存在した過去の一時点での文脈をこうした形で遺しているのが、これら「還亡」をはじめとする傍流談なのであり、一方の玄昉談は広嗣の説話を足がかりにして怪奇談へと逸脱していった発展的モチーフに過ぎないのである。延慶本を除く諸本のように、傍流談が文字通りの傍流の説話として位置づけられ、刈り込みなどの改編の手が加えられてしまうと、傍流談がそこに置かれていた本来の姿を見失う結果となってしまうのであろう。略本の本文に依拠したため「やや怪異談的性格をもって興味を引くに過ぎず、むしろ作者が……その知識をてらつたような感じがしないでもない」（『平家物語評講』下）とか、「それぞれの話の紹介が主になつたために、平氏一門が今は神への祈禱を事とするよりすべのなかつたという事を書いた章段としては、きわめて印象の不明な章段となつてしまつている」（『平家物語全注釈』中）というような評価が生まれることは、以上のように理解すれば十分に納得のゆく現象であった。延慶本の当該章段は延慶年間の「最終加筆」期に形成された本文であるらしいが、『平家物語』傍流段の構造を典型的に示しているということができよう。もつて、延慶本の形態が諸本のなかで最も古姿を保つものと判断されるのである。

注

* 延慶本の本文は汲古書院版により所在の巻・頁数を明記した。『松浦宮縁起』は群書類従・第二輯、『七大寺巡礼私記』は藤田経世氏の『校刊美術史料・寺院篇上巻』（中央公論美術出版、一九七二・三刊）に依った。

- (1) 日比野和子氏「源平盛衰記に関する一考察——別記文について」（名古屋軍記物語研究会『会報』第一号、一九七四・二）。
- (2) 松尾章江氏によれば、〈別記文〉は「盛衰記成立当初からの形態」であり、「盛衰記が対象とする世界への一体感を失い、その間の空漠を埋めるために積極的に求めた方法」の表れだという（『平家物語論究』明治書院、一九八五・三刊）。また、朗詠注資料から、別記文の加筆時期を「鎌倉末、南北朝初間」と示唆する牧野和夫氏の論（「中世の太子伝を通して見た」、二の間題(2)——所引朗詠注を介して、些か盛衰記に及ぶ」、『東横国文学』第十四号、一九八二・三）がある。
- (3) 両書とも『五十首引 僧歴綜覧 推古卅二 僧綱補任 元暦二年』（笠間書院、一九七六・七刊）一〇八頁による。
- (4) 「歴史」と「説話」の関連については、加美宏氏「藤原広嗣の乱の記録と説話」（『軍記と語り物』第五号、一九六八・二二）、美濃部重克氏「歴史から説話へ——広嗣御霊の説話の場合」（『文庫』第十九号、一九六八・一）がある。
- (5) 『日本霊異記』中巻「特三已高德 刑 賤形沙弥 以現得 悪死 縁 第一」（『岩波古典大系』一七二頁）。
- (6) 竹内理三氏編『寧楽遺文』下巻（東京堂、一九四四・一〇刊）六二〇頁。
- (7) 『国語学辞典』（東京堂、一九五五・八刊）三八頁。
- (8) 木村晟氏「『伊呂波字類抄』三巻本から十巻本へ——本文篇(1)」（『駒澤國文』第十五号、一九七八・三）七二〜七三頁。

- (9) 『古今著聞集』釈教第二「智証大師の帰朝を新羅明神擁護の事並びに園城寺創建の事」の一段が十巻本『伊呂波字類抄』と関連することは岩波古典大系の補注に指摘があり、延慶本第二末・三十「平家三井寺ヲ焼払事」の一部と重なることは、拙稿「延慶本平家物語に関する覚え書三条」（『駒澤國文』第二一号、一九八四・二）に述べた。
- (10) 坂本太郎氏「藤原広嗣の乱とその史料」（高柳光寿博士頌寿記念会編『戦乱と人物』吉川弘文館、一九六八・三刊）一六〜一七頁。
- (11) 石母田正氏「日本の古代国家」（岩波書店、一九七一・一刊）八五〜八六頁。
- (12) 『応永書写 平家物語』（改造社、一九三五・二刊、後に白帝社・勉誠社で複製）の「解題」。
- (13) 水原 一氏「延慶本平家物語論考」（加藤中道館、一九七九・六刊）第五部「延慶本の軌跡」。
- (14) 武久 堅氏『平家物語成立過程考』（桜楓社、一九八六・一〇刊）第一編第一章「維盛粉河詣の成立と『粉河寺縁起』」。
- (15) 武久氏前掲書（注14）、序論第三章「読み本系諸本（広本）の成立過程（一）——南都本から延慶本へ」。ただしこの論の副題に示される結論に従うことは留保しておきたい。
- (16) 牧野和夫氏の指摘による彰考館蔵『神道雑々集』は「奈良御門ノ御時、右大臣不比等孫 式口卿宇合息、右近衛権少将兼太宰小式藤原広繼ヒロツグ、天平十二年十月、肥前国松浦郡二万人凶徒、相語マツカヒ」（十七ウ〜十八オ）と記される九行ほどの短文で、抜粋ながら延慶本の詞章と近似し、該説話の伝流経路を暗示する（牧野氏「孔子の頭の凹み具合と五（六）調子等を素材にした二、三の問題」、『東横国文学』第十五号、一九八三・三）。
- (17) 速水侑氏「観音信仰」（塙書房、一九七〇・八刊）第一章「密教的観音信仰の成立と展開」。
- (18) 実忠の伝は、森羅氏「奈良を測る」（学生社、一九七一・九刊）所収「実

忠和尚の業績」に詳しい。森氏は「実忠和尚は印度(天竺)人ではないか」と推測する。なお、玄昉の頭墓についても同書「頭塔」の調査記録がある。

(19) ただし、観世音寺は十二世紀初頭に東大寺の末寺として吸収されており、九州からの説話流入については慎重に検討しなければなるまい。九州の有力な寺社に対して、近畿の大寺は早くから末寺化の働きかけを行っており、観世音寺の場合もその一例に過ぎない(恵良宏氏「安楽寺領について」、鹿児島大学『史創』第九号、一九六六・三)。

付記

本稿の原型は、十年近くも以前中世文学大会で口頭発表した「広嗣・玄昉説話の考察」(一九八〇年秋季大会、於熊本大学)にある。公私の事情と生来の怠惰から往再として今日に至ってしまった。その間、森正人・美濃部重克・牧野和夫の三氏から教示を得、佐伯真一氏から活字化の慫慂を受けたりした。発表時と何ほども進展がないが、いま特に学恩を頂いた四氏の芳名を明記し謝意を表したい。